

宍粟市千種保健福祉センター条例

平成17年4月1日

条例第107号

(設置)

第1条 地域住民に密着した保健・福祉サービスの総合的拠点とするため、宍粟市千種保健福祉センター（以下「保健福祉センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 保健福祉センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
保健福祉センター・エーガイヤちくさ	宍粟市千種町室1060番地1

(施設)

第3条 保健福祉センターに、次に掲げる施設を置く。

- (1) 宍粟市千種在宅介護支援センター（以下「介護支援センター」という。）
- (2) 宍粟市千種ふれあいサロン（以下「ふれあいサロン」という。）
- (3) 宍粟市千種デイセンター（以下「デイセンター」という。）

(業務)

第4条 保健福祉センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 市民の保健推進に関すること。
- (2) 市民の福祉推進に関すること。
- (3) 在宅介護支援センターに関すること。
- (4) 介護保険法（平成9年法律第123号）の介護サービスに関すること。
- (5) ふれあいサロンに関すること。
- (6) デイセンターに関すること。
- (7) 前各号に掲げることのほか、目的達成のために必要な業務に関すること。

(職員)

第5条 保健福祉センターに所長及びその他必要な職員を置くことができる。

(休館日)

第6条 保健福祉センターの休館日は、次のとおりとする。

- (1) ふれあいサロン 毎週水曜日及び12月30日から翌年1月2日まで
- (2) 介護支援センター 「在宅老人福祉対策事業の実施及び推進について（昭和51年5月21日社老第28号）」に基づく休館日

(3) その他の施設 毎週土・日曜日及び国民の祝日並びに12月29日から翌年1月3日まで

2 市長は、前項の規定にかかわらず、必要と認めるときは休館日を変更し、又は臨時に休館日とすることができる。

(使用時間)

第7条 保健福祉センターの使用時間は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(1) ふれあいサロン 正午から午後9時まで

(2) 介護支援センター 「在宅老人福祉対策事業の実施及び推進について」に基づく使用時間

(3) その他の施設 午前9時から午後9時まで

(利用対象者)

第8条 デイセンターの浴室の利用対象者は、市内に住所を有するおおむね65歳以上の高齢者又は身体に障がいのある者で、自宅での入浴に支障のある者とする。

2 前項に掲げる者のほか、市長が必要と認める者も利用対象者とする。

(使用許可)

第9条 保健福祉センターを使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可に際して必要な条件を付することができる。

3 次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用を許可せず、又は許可を取り消すことができる。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。

(2) 営利を目的とするとき。

(3) 管理上支障があるとき。

(4) その他市長が不相当と認めるとき。

(使用許可事項の変更)

第10条 使用者が第9条第1項の規定により許可を受けた事項を変更し、又は使用を中止しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。

(使用料)

第11条 第9条第1項の規定により保健福祉センターの使用の許可を受けた者は、市長に当該施設の使用に係る料金（以下「使用料」という。）を納めなければならない。

2 使用料の額は、別表に定める額とする。ただし、当該額には、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税（以下「消費税等」という。）の額に相当する金額を加えるものとし、消費税等の額の算定に

において、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(使用料の免除)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、特に必要があると認めるときは、使用料を減免又は免除することができる。

- (1) 行政及び行政委員会並びに行政推進のための附属機関が使用するとき。
- (2) 他の地方公共団体又はこれに類する団体が使用するとき。
- (3) その他市長が特に認める団体又は個人が使用するとき。

(使用料の不還付等)

第13条 市が、既に収入として収受した使用料は、還付しない。ただし、使用者の責めに帰することができない理由により、第9条第3項による取消し又は第10条による変更、中止の承認を受けた場合は、使用料の全部又は一部を還付することができる。

- 2 市長が、第9条第3項の規定に基づき許可を取消した場合において、使用者が被る損害については、市は一切賠償の責めを負わない。

(指定管理者による管理)

第14条 ふれあいサロンの管理は、宍粟市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成17年宍粟市条例第15号)の定めるところにより、法人その他の団体であつて、市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

- 2 前項の規定によりふれあいサロンの施設の管理を指定管理者に行わせる場合において、前条までの規定中「市長」及び「市」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。
- 3 第1項の場合において、第6条、第7条、第11条第2項及び第12条に規定する部分については、市長の承認を得なければならない。
- 4 第1項の場合において、利用料金については、指定管理者に収受させる。
- 5 第1項の場合において、第12条各号に掲げる使用料の減免及び免除基準については、これを適用しない。

(指定管理者の業務)

第15条 指定管理者は次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第4条第5号に掲げる業務
- (2) 前号に掲げるもののほか、指定管理者がふれあいサロンの施設の管理上必要と認める業務

(利用料金への読み替え)

第16条 第14条の規定に基づき、ふれあいサロンの管理を指定管理者に行わせる場合において、第11条から第13条までの条項中及び別表中「使用料」とあるのは「利用料金」と、第11

条第2項中「別表に定める額」とあるのは「別表に定める額の範囲内で市長が認めた額」と、「これを切り捨てる」とあるのは「指定管理者が定める方法により処理する」と読み替えるものとする。

(原状回復義務)

第17条 使用者は、保健福祉センターの施設の使用を終了したとき又は第9条第3項のいずれかの規定により使用の許可を取消されたときは、速やかに原状に回復しなければならない。

(損害賠償義務)

第18条 使用者は、故意又は過失により施設又は設備を損壊し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を市に賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、保健福祉センターの管理等に関して必要な事項は市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の千種町保健福祉センターの設置及び管理に関する条例（平成13年千種町条例第10号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成17年12月27日条例第250号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年9月29日条例第24号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年3月11日条例第10号）

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年12月19日条例第35号）

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。（後略）

(分担金に係る経過措置)

2 施行日前に行った工事その他の行為に係る分担金（地方自治法（昭和22年法律第67号）第224条の規定による分担金に該当するもので、この条例により改正するものをいう。）につい

ては、なお従前の例による。ただし、施行日以後に徴収する金額を決定する分担金については、この限りでない。

(使用料に係る経過措置)

- 3 施行日前の使用又は利用に係る使用料（地方自治法第225条の規定による使用料に該当するもので、この条例により改正するものをいう。）については、なお従前の例による。ただし、施行日以後に徴収する金額を決定する使用料については、この限りでない。

附 則（令和5年3月14日条例第19号）

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の宍粟市千種保健福祉センター条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の宍粟市千種保健福祉センターの使用に係る料金（以下「使用料」という。）について適用し、同日前の使用料については、なお従前の例による。

附 則（令和6年12月20日条例第39号）

この条例は、令和7年1月1日から施行する。

別表（第11条関係）

1 各種会議・諸集会

室名	使用料				備考
	午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午前9時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	
	円	円	円	円	
会議室	909	1,546	2,546	1,273	
多目的利用室	1,909	3,182	5,091	2,546	
多目的活動室	909	1,546	2,546	1,273	
作業室	909	1,546	2,546	1,273	
機能訓練室	1,909	3,182	5,091	2,546	
ボランティア室	546	909	1,455	728	
栄養指導室	1,091	1,819	3,000	1,455	

(注) 冷暖房を使用するときは、使用料の5割を加算する。

2 ふれあいサロン

室名	使用料	備考
和室	1区画1時間当たり 909円	貸切りに限る

風呂	大人（中学生以上） 455円 65歳以上・小学生 273円 乳幼児 無料	
フィットネスルーム	273円	

（注）飲食料、カラオケ使用料、タオル等は別途料金

3 デイセンター

室名	使用料	備考
家族浴室・特殊浴室	大人（中学生以上） 364円 65歳以上・小学生 182円 乳幼児 無料	

4 屋内運動施設

施設名	使用料	備考
コート	1コート1時間当たり 273円	